

委員会議案第 1 号

彦根市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 26 日

彦根市議会議会改革特別委員会

委員長 北川 元 気

彦根市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

彦根市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年彦根市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 項中「末日」を「末日まで」に改め、同項ただし書を削る。

別表中

研究研修費	会派が研究会・研修会を開催するために必要な経費または会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会・研修会に参加するために要する経費(会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、旅費等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査または現地調査に要する経費(旅費等)

を

「

調査研究費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査または現地調査に要する経費(旅費等)
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費または会派に所属する議員等が他の団体の開催する研修会に参加するために要する経費(会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、旅費等)

に改める。

別記様式第 2 号第 2 項の表中

研究研修費	調査研究費
調査旅費	研修費

を

に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の政務活動費について適用し、令和 7 年度分までの政務活動費については、なお従前の例による。